

【参照条文】

◎ 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（検査等事業者の登録）

第二十四条の二条 無線設備等の検査又は点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事務所の名称及び所在地
- 三 点検に用いる測定器その他の設備の概要
- 四 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨

3 前項の申請書には、業務の実施の方法を定める書類その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の登録を申請した者が次の各号(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号)のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の点検を行うものであること。
- 二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較こう正又は校正(以下この号、第三十八条の三第一項第二号及び第三十八条の八第二項において「較正等」という。)を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して無線設備の点検を行うものであること。
 - イ 国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)又は第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正
 - ロ 計量法(平成四年法律第五十一号)第百三十五条又は第百四十四条の規定に基づく校正
 - ハ 外国において行う較正であつて、機構又は第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正に相当するもの
 - ニ 別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、イからハまでのいずれかに掲げる較正等を受けたものを用いて行う較正等
- 三 別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の検査(点検である部分を除く。)を行うものであること。
- 四 無線設備等の検査又は点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務

の実施の方法に限る。)が定められているものであること。

- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。
 - 一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
 - 二 第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
 - 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。
- 6 前各項に規定するもののほか、第一項の登録に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(検査)

第七十三条 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局(総務省令で定めるものを除く。)に派遣し、その無線設備等を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。

- 2 前項の検査は、当該無線局についてその検査を同項の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に外国地間を航行中の場合においては、同項の規定にかかわらず、その時期を延期し、又は省略することができる。
- 3 第一項の検査は、当該無線局(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の免許人から、第一項の規定により総務大臣が通知した期日の一月前までに、当該無線局の無線設備等について第二十四条の二第一項の登録を受けた者(無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。)が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数が第三十九条又は第三十九条の十三、第四十条及び第五十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があつたときは、第一項の規定にかかわらず、省略することができる。
- 4 第一項の検査は、当該無線局の免許人から、同項の規定により総務大臣が通知した期日の一箇月前までに、当該無線局の無線設備等について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その一部を省略することができる。
- 5 総務大臣は、第七十一条の五の無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき、前条第一項の電波の発射の停止を命じたとき、同条第二項の申出があつたとき、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき、その他この法律の

施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。

- 6 総務大臣は、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとする場合その他この法律の施行を確保するため特に必要がある場合において、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項のみについて検査を行なう必要があると認めるときは、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行なうことができる。
- 7 第三十九条の九第二項及び第三項の規定は、第一項本文又は第五項の規定による検査について準用する。

◎ 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）（抄）

（登録の申請）

第二条 法第二十四条の二第一項の登録を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書及びその添付書類を総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 法第二十四条の二第三項の業務の実施の方法を定める書類(以下「業務実施方法書」という。)には、次に掲げる事業者ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)

イ 検査又は点検を行う無線設備等に係る無線局の種別

ロ 検査又は点検の事業を行う事務所の名称及び所在地

ハ 検査又は点検の業務を行う組織(申請者が法人の場合に限る。)

ニ 無線局の種別ごとの無線設備等の点検を行う者(以下「点検員」という。)の氏名及び法別表第一に掲げる条件のうち該当するもの(当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合は、無線従事者の資格(陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。)及び免許証の番号)

ホ 点検に用いる測定器その他の設備(以下「測定器等」という。)の名称又は型式及び製造事業者名

ヘ 測定器等の保守及び管理並びに法第二十四条の二第四項第二号の較こう正又は校正(以下「較正等」という。)の計画

ト 無線設備等の検査(点検である部分を除く。以下「判定」という。)を行う者(以下「判定員」という。)の氏名及び法別表第四に掲げる条件のうち該当するもの(当該判定員が無線従事者の資格を有する場合は、その資格及び免許証の番号)

チ 無線局の種別ごとの検査又は点検の実施方法

リ 検査又は点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項

二 検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。)

- イ 点検を行う無線設備等に係る無線局の種別
 - ロ 点検の事業を行う事務所の名称及び所在地
 - ハ 点検の業務を行う組織(申請者が法人の場合に限る。)
 - ニ 無線局の種別ごとの点検員の氏名及び法別表第一に掲げる条件のうち該当するもの(当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合は、無線従事者の資格(陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。)及び免許証の番号)
 - ホ 測定器等の名称又は型式及び製造事業者名
 - ヘ 測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画
 - ト 無線局の種別ごとの点検の実施方法
 - チ 点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項
- 3 前項第一号ニ及び第二号ニの無線従事者の資格のうち、陸上特殊無線技士の資格又は第一級アマチュア無線技士の資格を有する者は、海岸局、航空局、船舶局及び航空機局以外の無線設備等の点検に限って行うものとする。
- 4 第二項の業務実施方法書には、次に掲げる証明書を添付しなければならない。
- 一 検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)にあつては、点検員が法別表第一(第一号を除く。)に掲げる条件のいずれかに該当する者であることの証明書及び判定員が法別表第四(第一号から第三号までの無線従事者の資格を有することの証明書を除く。)に掲げる条件のいずれかに該当する者であることの証明書
 - 二 検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。)にあつては、点検員が法別表第一(第一号を除く。)に掲げる条件のいずれかに掲げる条件に該当する者であることの証明書
- 5 法第二十四条の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。
- 一 検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)であつて、申請者が法人である場合は、定款の謄本、登記事項証明書、役員の氏名並びに過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類及び法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類
 - 二 検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)であつて、申請者が個人である場合は、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類及び法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類
 - 三 検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。)である場合は、法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三に定める様式の書類
- 6 法別表第四第三号の総務省令で定める陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士とする。
- 7 前項の陸上特殊無線技士の資格を有する者は、海岸局、航空局、船舶局及び航空機局以外の無線設備等の判定に限って行うものとする。

(点検の実施方法等)

第二十条 点検の実施方法等については、総務大臣が告示するところによるものとする。

◎ 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法（平成二十三年総務省告示第二百七十九号）（抄）

登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を次のように定める。

1 無線従事者の資格及び員数

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 選任されている無線従事者の資格及び員数	選任されている無線従事者の免許証によりその資格及び員数を確認する。
2 選任されている無線従事者の従事事実(ただし、 電波法 (以下「法」という。) 第10条第2項の点検の場合を除く。)	選任されている無線従事者が、当該無線局に従事しているかどうかについて、無線業務日誌その他の従事の実事が確認できる書類により確認する。
3 主任無線従事者を選任している場合は、監督の事実及び主任講習の受講事実	(1) 選任されている主任無線従事者が、施行規則第34条の5に規定する職務を実施しているかどうかについて、次の書類により確認する。 ア 無線設備の操作を行う者に対する訓練計画及び訓練の実施の事実が確認できる書類 イ その他職務の実施の事実が確認できる書類 (2) 選任されている主任無線従事者が、施行規則第34条の7の規定による主任無線従事者の講習を受けているかどうかについて、主任無線従事者講習修了証により確認する。
4 船舶局無線従事者証明書の所有及びその効力(施行規則第32条の10本文の義務船舶局等に限る。)	選任されている無線従事者が所有する船舶局無線従事者証明書により確認する。
5 遭難通信責任者の配置	無線従事者選解任届により確認する。

2 法第60条の時計及び備付書類等登録検査等事業者等規則別表第7号及び施行規則第40条に規定する条件に適合していることを確認する。

3 無線設備等

- 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認(包括免許に係る特定無線局の場合を除く。)

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 無線局事項書関係	
(1) 免許人(予備免許を受けた者を含む。)の氏名又は名称並びに住所	免許状又は予備免許通知書及び申請書の添付書類等(写しを含む。)により、その記載事項を照合し、確認する。
(2) 無線設備の設置場所(常置場所)	無線設備の設置場所(無給電中継装置の設置場所を含む。)を免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。
(3) 無線設備の設置箇所(船舶局、船舶地球局、航空機局及び航空機地球局で、条件がある場合に限る。)	送受信装置、空中線系、電源設備及び附属装置について、無線局事項書の写しと照合し、確認する。
(4) 法 第 35 条の措置	ア 法 第 35 条第 1 号の措置をとっている場合は、予備設備を備えていることを確認する。 イ 法 第 35 条第 2 号の措置をとっている場合は、計器及び予備品を備え付けていること並びに入港中の点検等に従事する者が確保されていることを委託契約書等により確認する。 ウ 法 第 35 条第 3 号の措置をとっている場合は、計器及び予備品を備え付けていることを確認する。
(5) 船舶又は航空機関係事項	
ア 船舶局	免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可書等と照合し、確認する。
イ 航空機局	免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、航空機登録証明書、耐空証明書等と照合し、確認する。
2 工事設計書関係	
(1) 送信(受信)可能な電波の型式及び周波数	ア 送信装置については、それぞれの装置ごとに発射可能な電波の型式及び周波数を工事設計書の

	<p>写しと照合し、確認する。</p> <p>イ 受信装置については、それぞれの装置ごとに受信可能な電波の型式及び周波数を工事設計書の写しと照合し、確認する。</p>
(2) 送受信設備、特殊な設備及び附属装置の型式又は名称、製造番号及び型式検定番号又は技術基準適合証明番号若しくは工事設計認証番号	<p>ア 送受信設備、特殊な設備及び附属装置ごとに型式又は名称、製造番号及び型式検定番号又は技術基準適合証明番号若しくは工事設計認証番号を工事設計書の写しと照合し、確認する。</p> <p>イ 周波数測定装置の備付けについては、工事設計書の写しと照合し、その有無を確認する。</p>
(3) 空中線系	<p>空中線系ごとに空中線の型式、構成、高さ、偏波面、位置、指向方向、給電線(空中線共用装置を含む。)の種類及び長さについて、工事設計書の写しと照合し、確認する。</p>
(4) 電源設備	<p>電源設備の区分(補助電源又は予備電源、非常電源、発動発電機及び蓄電池を含む。)ごとに定格電圧及び容量を工事設計書の写しと照合し、確認する。</p>
(5) 計器、予備品及び制御器の照明(船舶局、船舶地球局、航空機局及び航空機地球局であって、備付けを要する場に限る。)	<p>ア 法第 32 条に規定する船舶局の計器及び予備品については、その種類及び個数(数量)を確認する。</p> <p>イ 設備規則第 44 条の規定により備え付けた制御器の照明設備については、工事設計書の写しと照合し、確認する。</p>

注 1 申請書の添付書類の写しと事実が相違する場合は、相違点を明記すること。

注 2 申請書の添付書類の写しの備付けを省略される無線局にあつては、それぞれの点検項目について、その事実を点検結果通知書に記載すること。

一の二 [法](#)第 27 条の 6 第 3 項の届出書に記載された内容の事実の確認(包括免許に係る特定無線局の場合に限る。)

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 届出者の氏名又は名称並びに住所	届出書の写しにより、その記載事項を照合し、確認する。
2 無線設備の設置場所	無線設備の設置場所を届出書の写しと照合し、確認する。

3 送信可能な電波の型式及び周波数	それぞれの装置ごとに発射可能な電波の型式及び周波数を届出書の写しと照合し、確認する。
4 送信設備の製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号	送信設備ごとに製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を届出書の写しと照合し、確認する。
5 空中線系	空中線系ごとに、空中線の型式、構成、高さ、偏波面、位置、指向方向及び給電線(空中線共用装置を含む。)について、届出書の写しと照合し、確認する。
6 電源設備	電源設備(補助電源又は予備電源、非常電源、発動発電機及び蓄電池を含む。)の区分ごとに届出書の写しと照合し、確認する。

注 法第27条の6第3項の届出書の写しと事実が相違する場合は、相違点を明記すること。

二 電氣的特性

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 周波数	<p>ア 原則として全ての周波数について、その値を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。</p> <p>イ アマチュア局にあつては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定して測定する。</p> <p>ウ 無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数を測定する。</p> <p>エ 単側波帯の電波を使用する無線設備(実数零点単側波帯変調方式のものを除く。)にあつては、変調周波数 1,500Hz の正弦波で変調し、上側波帯の周波数を測定する。</p> <p>オ 周波数偏位の変調方式の無線設備にあつては、マーク及びスペース時の周波数偏位を考慮して測定する。</p>
2 スプリアス発射の強度	ア 原則として設備規則別表第3号におけるスプリアス発射の強度の許容値を規定する周波数範囲

	<p>において、その値を測定する。</p> <p>イ アマチュア局にあつては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する。</p> <p>ウ 発振方式に係わらず、同一周波数帯内の任意の1周波数を選定し、測定する。</p> <p>エ 原則として無線設備を無変調状態で動作させたときの基本周波数における平均電力と、あらゆるスペリアス発射が予想される周波数についてもスペリアス発射の強度とを比較した差又はスペリアス発射の強度を測定した値とする。</p> <p>オ 測定値は、設備規則別表第3号に規定する単位で記載する。</p> <p>カ 単側波帯の電波を使用する無線設備(実数零点単側波帯変調方式のものを除く。)にあつては、変調周波数1,500Hzの正弦波を変調信号入力端子に入力し、送信装置の出力電力を定格出力の80%にしたときのスペリアス発射の強度を測定する。</p> <p>キ 電界強度の測定による場合は、障害物の影響ができる限り少ない受信点で行う。</p>
<p>3 不要発射の強度</p>	<p>ア 原則として設備規則別表第3号における不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲のうち9kHzから110GHzまで又は中心周波数の2倍の周波数のうちいずれか高い周波数までの周波数範囲で測定する。</p> <p>イ 無線設備の構成(ろ波器、増幅器、導波管その他の機器の使用の状況等)により、特定の周波数範囲において明らかに許容値を満足することが既知の周波数特性を示す書類等により合理的に確認できる場合は、その旨を記載することで、当該周波数範囲の測定に代えることができる。</p> <p>また、給電点から後段で使用する機器により不要発射が減衰することが明らかなきときは、測定値から減衰量により補正した値を測定値とすることができる。</p> <p>ウ アマチュア局にあつては、無線設備を各周波</p>

数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する。

エ 原則として無線設備を通常の変調状態で動作させたときに給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力(無線測位業務を行う無線局、30MHz 以下の周波数の電波を使用するアマチュア局及び単側波帯を使用する無線局(移動局又は 30MHz 以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局以外の無線局に限る。)の送信設備(実数零点単側波帯変調方式のものを除く。)にあっては、尖^{せん}頭電力)を測定した値又はその値を設備規則別表第 3 号に定めるところにより搬送波電力若しくは平均電力と比較した差を不要発射の強度とする。ただし、次に規定する測定値を除く。

(ア) 通常動作状態が無変調であるもの又は変調させた状態での測定が不可能なものについては、無変調状態において測定した値を測定値とする。

(イ) マルチキャリア(1 の送信設備で 2 以上の搬送波を同時に増幅する送信設備をいう。以下この(イ)において同じ。)を使用する宇宙無線通信を行う地球局については、通常の変調状態での測定が困難な場合にあつては、不要発射の平均電力を測定した値又は当該値と設備規則別表第 3 号に定めるところにより平均電力の値を比較した差を測定値とする。ただし、マルチキャリアの通常の変調状態を次のとおり模擬するものとする。

a マルチキャリアの通常の変調状態を 1 波で模擬する場合にあつては、周波数については必要周波数帯幅の中心にできる限り近い割当周波数とし、周波数帯域幅についてはマルチキャリア運用時に同時送出する複数変調波の占有周波数帯幅の総和とし、送信電力についてはマルチキャリア運用時に同時送出する複数変調波の出力の総和とする。

b a で模擬することが困難な場合であつて、マルチキャリアの通常の変調状態を 2 波で模擬すると

きは、その2波を必要周波数帯幅内の最も低い割当周波数と最も高い割当周波数の電波を使用するものとし、それぞれの割当周波数における占有周波数帯幅及び送信電力については、次のとおりとする。

(a) 占有周波数帯幅については指定されている占有周波数帯幅のうち最小となる占有周波数帯幅(無変調となる場合を含む。)とし、送信電力についてはマルチキャリア運用時の総電力(同時に運用できる複数波の最大出力のことをいう。以下同じ。)の2分の1となる値を送信電力とする。

(b) (a)によることが困難な場合は、占有周波数帯幅についてはマルチキャリアの通常の変調状態を模擬する2波の割当周波数において指定されている占有周波数帯幅のうちそれぞれ最小となるものとし、送信電力についてはマルチキャリア運用時の総電力の2分の1となる値を送信電力とする。

(c) (a)及び(b)によることが困難な場合は、占有周波数帯幅についてはマルチキャリアの通常の変調状態を模擬する2波の割当周波数において指定されている占有周波数帯幅のうちそれぞれ最小となるものとし、送信電力についてはマルチキャリア運用時の総電力をそれぞれの割当周波数の占有周波数帯幅により案分した送信電力とする。

c a及びbで模擬することが困難な場合であつて、3波からマルチキャリア運用時の割当周波数の波数までの範囲の周波数の数で模擬するときには、必要周波数帯幅内の最も低い割当周波数、最も高い割当周波数及び割当周波数のうち設定可能な範囲を等間隔とする割当周波数の電波を使用するものとし、それぞれの割当周波数における占有周波数帯幅及び送信電力については、次のとおりとする。

(a) 占有周波数帯幅については指定されている占有周波数帯幅のうち最小となる占有周波数帯幅(無変調となる場合を含む。)とし、送信電力につ

	<p>いてはマルチキャリア運用時の総電力を周波数の数で除した値を送信電力とする。</p> <p>(b) (a)によることが困難な場合は、占有周波数帯幅については複数の割当周波数において指定されている占有周波数帯幅のうちそれぞれ最小となるものとし、送信電力についてはマルチキャリア運用時の総電力を周波数の数で除した値を送信電力とする。</p> <p>(c) (a)及び(b)によることが困難な場合は、占有周波数帯幅については複数の割当周波数において指定されている占有周波数帯幅のうちそれぞれ最小となるものとし、送信電力についてはマルチキャリア運用時の総電力をそれぞれの割当周波数の占有周波数帯幅により案分した値を送信電力とする。</p> <p>オ 不要発射の強度は、設備規則別表第 3 号に規定する参照帯域幅当たりの値に換算したものを、同表に規定する単位で記載する。</p> <p>カ 電界強度の測定による場合は、障害物の影響ができる限り少ない受信点で行う。</p> <p>キ 給電点の端子等において測定することができず、電界強度の測定による場合であって、測定領域において外来波の影響を除去することができず測定値に信頼できない周波数範囲があるときは、その周波数範囲の測定を省略することができる。</p>
<p>4 占有周波数帯幅</p>	<p>ア 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の 1 周波数(設備規則第 49 条の 6 の 9 又は第 49 条の 6 の 10 に規定する陸上移動局であって、設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項第 1 号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うもの)であっては、同一周波数帯内の任意の 1 周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数)を選定し、測定する。</p> <p>イ 無線設備の通常の運用における変調状態で測定する。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調</p>

	<p>度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。</p>
<p>5 空中線電力</p>	<p>ア 全ての周波数(設備規則第 49 条の 6 の 9 又は第 49 条の 6 の 10 に規定する陸上移動局であって、設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項第 1 号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数)ごとに、無変調の状態で作動させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。</p> <p>イ アマチュア局にあつては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する。</p> <p>ウ 単側波帯の電波を使用する無線設備(実数零点単側波帯変調方式のものを除く。)にあつては、試験設備に 1,500Hz の変調周波数によって変調し、その変調入力レベルを変化させて試験設備の飽和出力の値を測定する。</p> <p>ただし、尖頭電力で測定するものにあつては、試験設備に二つの変調周波数によって変調したときの試験設備の尖頭電力の値とすることができる。</p> <p>エ 実数零点単側波帯変調方式の無線設備にあつては、試験設備を 1,000Hz の変調周波数によって変調し、その変調入力レベルを変化させて試験設備の飽和出力である平均電力を測定するものとする。</p> <p>オ 主搬送波を副搬送波で変調する方式のものにあつては、副搬送波の入力レベルを最大にしたときの電力を測定する(この場合、副搬送波は規定値内(変調周波数 450Hz 以上)で変調し、主搬送波を変調(70%以上)するものとする。)</p> <p>カ 能率換算によって算出する場合は、昭和 34 年郵政省告示第 683 号(無線設備の空中線電力の</p>

	<p>測定及び算出方法を定める件)第5項第3号に定める算出方法による。</p> <p>キ 空中線電流によって算出する場合は、昭和34年郵政省告示第683号第2項によるものとする。</p> <p>ク 空中線電力の指定(包括免許に係る特定無線局にあつては、届出)に係る箇所と実際に測定を行う箇所が相違するものにあつては、その間に挿入されるる波器や高周波減衰器等の損失又は減衰量を併せて記載する。</p> <p>ケ 通過形電力計を用いて空中線電力の測定を行う場合であつて、反射電力の測定が可能な場合は、その値を併せて測定する。</p> <p>コ 空中線電力の低下装置を有する場合は、低下させた空中線電力も測定する。</p> <p>サ 地上基幹放送局の場合においては、上記による送信装置の空中線電力の測定のほか、中波放送を行う地上基幹放送局にあつては、空中線からある程度の距離をおいた数地点における電界強度を測定し、測定した電界強度を1キロメートルの距離における電界強度に換算し、それぞれの2乗の値の平均値を算出して記載することとし、また、中波放送以外の地上基幹放送局にあつては、空中線からある程度の距離をおいた数地点における電界強度を測定し、その測定値と測定地点における理論上の電界強度をそれぞれ比較し、記載する。テレビジョン放送を行う地上基幹放送局における映像の空中線電力の測定については、黒レベル変調時における値とする。</p>
<p>6 隣接チャネル漏えい電力</p>	<p>ア 全ての周波数(設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の28又は第49条の29に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数)ごとに、その値を測定する。</p> <p>ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を</p>

	<p>受けている無線設備にあつては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。</p> <p>イ 測定に当たっては、設備規則で規定する設備ごとの帯域内に輻射される電力の比を測定する。</p>
7 変調特性	<p>指定を受けた周波数帯における電波の型式ごとに、任意の1周波数を選定し、当該無線設備の変調周波数又は変調度を設備規則に規定する条件に従って測定する。</p> <p>なお、航空局、航空機局、海岸局及び船舶局の無線設備であつて、主搬送波の型式が振幅変調のものにあつては、変調度を測定する。</p>
8 送信パルス特性	<p>ア ATC トランスポンダ、設備規則第 45 条の 12 の 6 第 4 号に掲げる無線設備、機上 DME 及び機上タカンにあつては、任意の1周波数を選定し、設備規則に規定するパルス幅、立ち上がり時間、立ち下がり時間及びパルス間隔(それぞれ時間)を測定する。</p> <p>イ ACAS— I 及び ACAS— II にあつては、設備規則に規定するパルス幅、立ち上がり時間、立ち下がり時間(それぞれ時間)を測定する。</p> <p>ウ 航空機用気象レーダーにあつては、設備規則に規定するパルス幅(時間)を測定する。</p>
9 スイープレート	<p>A3X 電波 121.5MHz 及び 243MHz を使用する航空機用救命無線機については、設備規則に規定する条件にしたがつて、変調周波数の変化(高い方から低い方への変化を1走査とする。)を1秒間測定する。</p>
10 伝送速度	<p>設備規則に規定する1秒間当たりのビット数を測定する。</p>
11 無変調送信時間	<p>設備規則に規定する同期信号が発射されるまでに要する時間を測定する。</p>
12 固体識別コード又は識別信号	<p>設備規則に規定する条件に従って送信信号のうち、27 ビットから 85 ビット目までの 59 ビットを</p>

	<p>解読し、申請書類の写しと確認する。</p>
13 受信感度	<p>次に掲げる無線設備にあつては、受信可能な周波数のうち、任意の1周波数を選定し、設備規則に規定する条件に従って測定する。</p> <p>ア HF 及び VHF 通信装置(航空局及び航空機局に限る。)、ATC トランスポンダ、機上 DME 並びに ACAS— I 及び ACAS— II</p> <p>イ 搜索救助用レーダートランスポンダ</p> <p>ウ 無線航行陸上局の無線設備</p>
14 距離誤差及び方位誤差	<p>ア 機上 DME 及び機上タカンにあつては、任意の1周波数を選定し、擬似応答信号発生装置の応答遅延時間に対応する距離と指示距離との距離誤差を測定する。</p> <p>イ 機上タカンにあつては、任意の1周波数を選定し、擬似応答信号発生装置の可変方位信号に対応する方位と指示方位との方位誤差を測定する。</p>
15 高度誤差及び進入限界高度表示誤差	<p>低高度用電波高度計にあつては、低周波発振器等により任意の高度に対応した等価高度信号を加えたときの高度(基準電圧又は基準周波数に換算した場合は、その値とする。)と表示高度(出力電圧又は出力周波数に換算した値とする。)との高度誤差を測定する。</p> <p>また、進入限界高度表示誤差については、進入限界高度の設定値以下に等価高度信号を変化させたときに、確実に動作することを確認する。</p>
16 選択度	<p>次に掲げる無線設備にあつては、受信可能な周波数のうち、任意の1周波数を選定し、設備規則に規定する条件に従って測定する。</p> <p>ア HF 及び VHF 通信装置(航空局及び航空機局に限る。)</p> <p>イ 無線航行陸上局の無線設備</p>
17 総合周波数特性	<p>ア 放送に使用する送信装置の総合周波数特性を測定する。</p> <p>イ 測定に当たっては、設備規則の規定において</p>

	放送の種別ごとに定める測定条件により、それぞれ測定する。
18 電波の強度に対する安全施設	平成 11 年郵政省告示第 300 号(無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件)に定める方法により、電波の強度の値を求める。
19 比吸収率	平成 25 年総務省告示第 324 号(人体(頭部及び両手を除く。)における比吸収率の測定方法及び人体頭部における比吸収率の測定方法を定める件)に定める方法により、人体における比吸収率を求める。

注 1 電気的特性の点検については、できる限り擬似空中線回路を使用し、又はシールドルーム内において点検を行うこと。

注 2 航空機用救命無線機、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、衛星非常用位置指示無線標識、設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備、捜索救助用レーダートランスポンダ及び捜索救助用位置指示送信装置については、当該装置に使用する電池の有効期間も確認し、記載すること。

注 3 送信装置のうち、型式検定に合格した無線機器又は法第 4 条第 2 号の適合表示無線設備(以下「適合表示無線設備」という。)については、占有周波数帯幅、スプリアス発射又は不要発射の強度、隣接チャンネル漏えい電力の強度及び比吸収率の点検を省略することができる。

注 4 本実施方法等によるほか、他の方法によって実施する場合は、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。

三 総合試験

点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行って、その通信の状況等を確認する。無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
1 航空機局	(1) HF 通信装置については、設備ごとに次のとおりとする。 ア 飛行中に任意の航空局と実地通信を行い、感度及び明瞭度を確認する。 イ 選択呼出装置を有する場合は、その装置の動作も併せて確認する。 (2) VHF 通信装置については、設備ごとに次のとおりとす	記載に当たっては、通信の相手方、使用した電波の型式及び周波数、自局の位置及び高度も併せて記載するこ

	<p>る。</p> <p>ア 飛行中に法第 36 条の規定による有効通達距離を満足する任意の航空局と実地通信を行い、感度及び明瞭度を確認する。</p> <p>イ 選択呼出装置を有する場合は、その装置の動作も併せて確認する。</p> <p>(3) 機上 DME については、設備ごとに、飛行中に任意の地上 DME を選定し、地図上で明確な航空機の位置から当該地上 DME までの距離、機上 DME の指示距離及び受信した標識信号を確認する。</p> <p>(4) 機上タカンについては、機上 DME と同様に実施するほか、設備ごとに、飛行中に任意の地上タカンを選定し、地図上で明確な航空機の位置から当該地上タカンまでの方位、機上タカンの指示方位及び受信した標識信号を確認する。</p> <p>(5) ATC トランスポンダについては、設備ごとに次のとおりとする。</p> <p>ア モード A の場合 飛行中にレーダー管制所に試験を要求し、指定されたコード及び特別位置識別パルスを送信したときに、通報された位置と航空機の位置及び特別位置識別パルスによる表示を確認する。</p> <p>イ モード C の場合 飛行中にレーダー管制所に試験を要求し、自動送信されている高度情報について、通報された高度と航空機の気圧高度計の指示値を確認する。</p> <p>(6) 低高度用電波高度計については、設備ごとに次のとおりとする。</p> <p>飛行中(離陸時及び着陸時を含む。)に指示器が次のとおり動作することを確認する。</p> <p>ア 航空機の主車輪の底面から地表までの高さを表示できること。</p> <p>イ 進入限界高度表示装置は、表示高度が進入高度以下となったとき、その旨を表示できること。</p> <p>(7) 航空機用気象レーダーについては、設備ごとに、飛行中に指示器が次のとおり動作することを確認する。</p>	<p>と。</p>
--	--	-----------

	<p>ア 距離レンジの切替に応じて、表示面の目標が切り替わること。</p> <p>イ チルト角度は最大値が 10 度以上であり、その範囲内で任意の値に設定できること。</p> <p>ウ 空中線の姿勢制御装置を有するものにあつては、航空機が上昇、下降又は旋回により機体の姿勢が変化した場合においても、空中線の姿勢制御機能が動作すること。</p> <p>(8) 航空機用ドップラレーダーについては、設備ごとに、18.5 キロメートル以上の距離を直線的に水平飛行したときの対地速度及び偏流角が設備規則に規定する基準に適合するか否かを確認する。</p> <p>(9) ACAS—I 及び ACAS—II については、設備ごとに次のとおりとする。</p> <p>ア 飛行中において、平成 2 年郵政省告示第 574 号(ACAS の技術的条件を定める件)第 1 項第 2 号又は第 2 項第 2 号に定める距離以内の他の航空機の位置(距離及び方位)が指示器に表示されることを確認する。</p> <p>イ アによることが困難である場合は、自己診断試験による動作確認に代えることができる。</p>	
<p>2 船舶局</p>	<p>(1) 無線電信又は無線電話については、次のとおりとする。</p> <p>ア 設備ごとに任意の 1 周波数を選定して実地通信を行い、無線電信については、感度、明瞭度及び発射の音調を、無線電話については感度及び明瞭度を確認する。</p> <p>イ 無線電話について、アによることが困難な場合は、任意の 1 周波数を使用して電波を発射し、他の無線局等の受信機を用いて感度及び明瞭度を確認するとともに、任意の周波数の電波を受信して感度を確認する。</p> <p>(2) デジタル選択呼出装置(以下「DSC」という。)又は狭帯域直接印刷電信装置(以下「NBDP」という。)については、次のとおりとする。</p> <p>ア DSC(適合表示無線設備を除く。)又は NBDP(中短波帯の周波数の電波を使用するものを除く。)の設備ごとに任意の 1 周波数を選定して実地通信を行い、通信の設定の状況の良否及び文字の復調状況を確認する。</p>	<p>記載に当たっては、通信の相手方、使用した空中線、電波の型式及び周波数を併せて記載すること。</p>

	<p>イ アによることが困難である場合は、自己診断試験による動作確認に代えることができる。</p> <p>(3) 船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置については、次のとおりとする。</p> <p>ア 船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を動作させ、他の船舶局と自動モードにおける静的情報及び動的情報の更新の状況の良否を確認する。</p> <p>イ アによることが困難である場合は、自己診断試験による動作確認に代えることができる。</p> <p>(4) 船舶長距離識別追跡装置</p> <p>6時間ごとに電波が発射されている状態又は発射できる状態にあるかを確認する。</p> <p>(5) 特殊な設備及び附属装置については、次のとおりとする。</p> <p>ア レーダーについては、起動時間を計測した後に、距離レンジ、同調、利得調整、STC、FTC について、指示器により動作状況を確認する。</p> <p>また、自動レーダープロットング機能又は手動レーダープロットング機能が付加されている場合は、目標の捕そく及び追尾、警報、表示の消去についてその動作状況を確認する。</p> <p>イ 無線方位測定機については、較正曲線の備付けの有無の確認及び無線標識局等の方位を測定したときの誤差を確認する。</p> <p>ウ 地上無線航法装置については、現在位置の表示及び電源投入後から信号を捕そくするまでの時間を確認する。</p> <p>エ 衛星無線航法装置については、現在位置の表示及び協定世界時の表示を確認する。</p> <p>オ 船上通信設備及び双方向無線電話については実地通信を行い、感度を確認する。</p> <p>カ DSC 専用受信機、ナビテックス受信機及びインマルサット高機能グループ呼出受信機については、自己診断試験により動作の良否を確認する。</p>	
<p>3 地上基幹放送局</p>	<p>(1) 無線局事項書又は免許状に記載された放送区域内における受信状況を確認する。</p>	<p>放送区域内の選定したポイント</p>

	<p>(2) 確認に当たっては、放送区域内の任意の数ポイント(空中線に指向方向がある場合は、それぞれの方向におけるポイント)を選定し、放送波の受信状況を確認する。</p> <p>(3) 受信状況については、映像/音声/文字それぞれについて、雑音、ゴースト等の状況又は文字化けの状況等を記載するとともに、次の表により5段階評価して記載する。</p>	<p>を示した地図とともに、当該ポイントごとに左記の確認事項を記載すること。</p>
	評価	受信状況
	5	極めて良好に受信可能
	4	雑音/混信が小さく良好受信が可能
	3	多少の雑音/混信で実用可能
	2	受信はできるが、実用にならない
	1	受信不能で全く実用にならない
	注 評価3には、必要に応じて(±)を付すこと。	
4 地上一般放送局	<p>工事設計書に記載された無線設備及び指定周波数、指定空中線電力で試験電波を発射して、設置場所及びその周囲の地上デジタルテレビジョン放送の受信に対する障害の有無を確認する。</p>	
5 アマチュア局	<p>工事設計書に記載された無線設備及びそれぞれの指定周波数帯ごとに指定空中線電力で試験電波を発射して、設置場所及びその周囲のテレビ及びラジオの放送受信に対する障害の有無を確認する。</p>	
6 その他の無線局	<p>(1) 通信の相手方及び使用する電波の型式並びに周波数は、代表的なものを選定し、次のいずれかにより実地通信を行う。</p> <p>ア 通信系の受信端における通信路の信号対雑音比、符号誤り率、回線信頼度の測定</p> <p>イ 感度、明瞭度、混信妨害及び雑音等の有無</p> <p>ウ 無線設備の送受等の切換、制御又は呼出等の特定の信号に対する動作若しくは受信データ、画像の表示の良否</p> <p>(2) 複数の伝送ルートを有する場合には、通信の相手方ごとに代表的な周波数を選定し、実地通信を行う。</p>	
	<p>記載に当たっては、使用設備名、使用した電波の型式及び周波数、伝送ルート、中継した無線局名を併せて記載すること。</p>	

	<p>ただし、単一通信路の固定局にあつては、代表的な通信の相手方を選定する。</p> <p>(3) 監視装置、制御装置及び警報装置を備える場合は、それぞれの装置の動作状況についても確認する。</p>	
--	---	--

注1 船舶地球局及び航空機地球局については、それぞれ適宜の方法により実施することとし、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。

注2 本実施方法等によるほか、他の方法によって実施する場合は、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。

附則 (略)

◎ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（事業場の認定）

第二十条 国土交通大臣は、申請により、次に掲げる一又は二以上の業務の能力が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、事業場ごとに認定を行う。

- 一 航空機の設計及び設計後の検査の能力
- 二 航空機の製造及び完成後の検査の能力
- 三 航空機の整備及び整備後の検査の能力
- 四 航空機の整備又は改造の能力
- 五 装備品の設計及び設計後の検査の能力
- 六 装備品の製造及び完成後の検査の能力
- 七 装備品の修理又は改造の能力

2 前項の認定を受けた者は、その認定を受けた事業場（以下「認定事業場」という。）ごとに、国土交通省令で定める業務の実施に関する事項について業務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 国土交通大臣は、前項の業務規程が国土交通省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

4 第一項の認定及び第二項の認可に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

5 国土交通大臣は、第一項の認定を受けた者が認定事業場において第二項の規定若しくは前項の国土交通省令の規定に違反したとき、又は認定事業場における能力が第一項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該認定事業場における第二項の業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該認定事業場における業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

◎ 航空法施行規則（昭和二十七年七月三十一日運輸省令第五十六号）（抄）

（業務の範囲及び限定）

第三十三条 法第二十条第一項の事業場の認定（以下この節において単に「認定」という。）は、次の表の上欄に掲げる業務の能力の区分に応じ、同表の下欄に掲げる業務の範囲の一又は二以上について行う。

業務の能力の区分	業務の範囲
一 法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる業務の能力	1 最大離陸重量が五千七百キログラム以下の航空機（回転翼航空機を除く。）に係る業務 2 最大離陸重量が五千七百キログラムを超える航空機（回転翼航空機を除く。）に係る業務 3 回転翼航空機に係る業務
二 法第二十条第一項第五号から第七号までに掲げる業務の能力	1 ピストン発動機に係る業務 2 タービン発動機に係る業務 3 固定ピッチ・プロペラに係る業務 4 可変ピッチ・プロペラに係る業務 5 回転翼に係る業務 6 トランスミッションに係る業務 7 機械計器に係る業務 8 電気計器に係る業務 9 ジャイロ計器に係る業務 10 電子計器に係る業務 11 機械補機に係る業務 12 電気補機に係る業務 13 電子補機に係る業務 14 無線通信機器（電波法の適用を受ける無線局の無線設備を除く。）に係る業務 15 主要構成部品に係る業務 16 その他国土交通大臣が告示で指定する装備品に係る業務

2 認定には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる限定をすることができるものとする。

認定の区分	限定
一 前項の表第一号に掲げる業務の能力についての認定	航空機の型式についての限定、第五条の六の表に掲げる作業の区分又は作業の内容についての限定、第六条の表に掲げる設計の変更の区分又は設計の変更の内容についての限定その他の限定
二 前項の表第二号に掲げる業務の能力についての認定	装備品の種類及び型式についての限定、第五条の六の表に掲げる作業の区分又は作業の内容についての限定、第六条の表に掲げる設計の変更の区分又は設計の変更の内容についての限定その他の限定

(認定の基準)

第三十五条 法第二十条第一項 の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる施設を有すること。
 - イ 認定に係る業務（以下この節において「認定業務」という。）に必要な設備
 - ロ 認定業務に必要な面積並びに温度及び湿度の調整設備、照明設備その他の設備を有する作業場
 - ハ 認定業務に必要な材料、部品、装備品等を適切に保管するための施設
- 二 業務を実施する組織が認定業務を適切に分担できるものであり、かつ、それぞれの権限及び責任が明確にされたものであること。
- 三 前号の各組織ごとに認定業務を適確に実施することができる能力を有する人員が適切に配置されていること。
- 四 次の表の上欄に掲げる認定業務の区分に応じ、航空法 規及び第六号 の品質管理制度の運用に関する教育及び訓練を修了した者であつて同表の中欄に掲げる要件を備えるもの又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者が、同表の下欄に掲げる確認を行う者（以下「確認主任者」という。）として選任されていること。

認定業務の区分	確認主任者の要件	確認の区分
法第二十条第一項第一号に係る認定業務	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校 of 工学に関する学科において所定の課程を修めて卒業し、上欄に掲げる認定業務について大学卒業生（同法による短期大学の卒業生を除く。以下この表において同じ。）にあつては六年以上、その他の者にあつては八年以上の経験を有し、かつ、構造、電気その他の当該業務を行うのに必要な分野について専門的知識を有すること。	法第十三条第四項若しくは法第十三条の二第四項の確認又は第三十九条の四第一項の表第一号の検査の確認

法第二十条第一項第二号に係る認定業務	学校教育法による大学又は高等専門学校の航空又は機械に関する学科において所定の課程を修めて卒業し、かつ、上欄に掲げる認定業務について大学卒業者にあつては三年以上、その他の者にあつては五年以上の経験を有すること。	法第十条第六項第一号又は法第十七条第三項第二号の確認
法第二十条第一項第三号に係る認定業務	上欄に掲げる認定業務に対応した一等航空整備士、二等航空整備士又は航空工場整備士の資格の技能証明を有し、かつ、当該認定業務について三年以上の経験を有すること。	法第十条第六項第三号の確認
法第二十条第一項第四号に係る認定業務	上欄に掲げる認定業務に対応した一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士又は航空工場整備士の資格の技能証明を有し、かつ、当該認定業務について三年以上の経験を有すること。ただし、改造をした航空機については、一等航空整備士又は二等航空整備士の資格の技能証明を有し、当該改造に係る型式の航空機の改造に関する教育及び訓練を終了し、かつ、当該改造に係る型式の航空機の改造について三年以上の経験を有することをもつて足りる。	法第十九条第一項又は法第十九条の二の確認
法第二十条第一項第五号に係る認定業務	学校教育法による大学又は高等専門学校の工学に関する学科において所定の課程を修めて卒業し、上欄に掲げる認定業務について大学卒業者にあつては六年以上、その他の者にあつては八年以上の経験を有し、かつ、構造、電気その他の当該業務を行うのに必要な分野について専門的知識を有すること。	第十四条の二第六項の確認又は第三十九条の四第一項の表第二号の検査の確認
法第二十条第一項第六号に係る認定業務	学校教育法による大学又は高等専門学校の工学に関する学科において所定の課程を修めて卒業し、かつ、上欄に掲げる認定業務について大学卒業者にあつては三年以上、その他の者にあつては五年以上の経験を有すること。	法第十七条第三項第一号の確認
法第二十条第一項第七号に係る認定業務	1又は2に掲げる要件を備えること。 1 上欄に掲げる認定業務に対応した航空工場整備士の資格の技能証明を有し、かつ、当該認定業務について三年以上の経験を有すること。	法第十七条第三項第三号の確認

業務	2 学校教育法による大学又は高等専門学校の工学に関する学科において所定の課程を修めて卒業し、かつ、上欄に掲げる認定業務について大学卒業者にあつては三年以上、その他の者にあつては五年以上の経験を有すること。	
----	--	--

五 作業の実施方法（次号の品質管理制度に係るものを除く。）が認定業務の適確な実施のために適切なものであること（法第二十条第一項第三号に係る認定業務の作業の実施方法にあつては、航空機の構造並びに装備品及び系統の状態の点検の結果、当該航空機について必要な整備を行うこととするものであり、かつ、認定業務の適確な実施のために適切なものであること。）。

六 次の制度を含む品質管理制度が認定業務の適確な実施のために適切なものであること。

- イ 第一号の施設の維持管理に関する制度
- ロ 第三号の人員の教育及び訓練に関する制度
- ハ 前号の作業の実施方法の改訂に関する制度
- ニ 技術資料の入手、管理及び運用に関する制度
- ホ 材料、部品、装備品等の管理に関する制度
- ヘ 材料、部品、装備品等の領収検査並びに航空機又は装備品の受領検査、中間検査及び完成検査に関する制度
- ト 工程管理に関する制度
- チ 業務を委託する場合における受託者による当該業務の遂行の管理に関する制度
- リ 業務の記録の管理に関する制度
- ヌ 業務の実施組織から独立した組織が行う監査に関する制度
- ル 法第二十条第一項第一号 又は第五号 に係る認定業務にあつては、設計書その他設計に関する書類（以下この節において「設計書類」という。）の管理及び当該書類の検査に関する制度
- ヲ 法第二十条第一項第一号 又は第五号 に係る認定業務にあつては、供試体の管理及びその品質の維持を図るため行う検査に関する制度

七 次の表の上欄に掲げる認定業務にあつては、同表の中欄に掲げる検査が同表の下欄に掲げる方法により実施されること。

認定業務の区分	検査の区分	検査の実施方法
法第二十条第一項第一号に係る認定業務	法第十条第五項第四号、法第十三条第四項、法第十三条の二第四項、第十八条第二項第二号（第二十一条において準用する場合を含む。）、第二十三条の二第二項第二号（第二十三条の五において準用する場合を含む。）又は第二十六条第二	設計書類の審査、地上試験、飛行試験その他の方

	項の設計後の検査	法
法第二十条 第一項第二 号に係る認 定業務	法第十条第六項第一号の完成後の検査	地上試験及 び飛行試験
法第二十条 第一項第三 号に係る認 定業務	法第十条第六項第三号の整備後の検査	
法第二十条 第一項第五 号に係る認 定業務	法第十条第五項第五号、第十四条の二第六項又は第二十九条 第二項の設計後の検査	設計書類の 審査、機能試 験その他の 方法
法第二十条 第一項第六 号に係る認 定業務	法第十七条第三項第一号の完成後の検査	機能試験そ の他の方法

八 事業場の運営に責任を有する者の権限及び責任において、次に掲げる事項が文書により適切に定められており、及び当該文書に記載されたところに従い認定業務が実施されるものであること。

イ 航空機又は装備品の安全性を確保するための業務の運営の方針に関する事項

ロ 航空機又は装備品の安全性を確保するための業務の実施及びその管理の体制に関する事項

ハ 航空機又は装備品の安全性を確保するための業務の実施及びその管理の方法に関する事項

(認定業務の運営)

第三十九条の三 認定を受けた者は、公正に、かつ、法第二十条第二項 に規定する業務規程に従って認定業務を運営しなければならない。

(運航規程及び整備規程)

第二百十四条 法百四条第一項 の国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項は次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第二項 の国土交通省令で定める技術上の基準は同表の上欄に掲げる事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>一 運航規程</p>	
<p>イ 運航管理の実施方法</p>	<p>航空機の出発の可否の決定、経路及び代替空港等の選定、携行しなければならない燃料の量の決定、離陸重量及び着陸重量の決定その他運航管理者の行う職務の範囲及び内容が当該航空機の型式、空港等の特性、飛行の方法及び区間並びに気象条件に適應して定められていること。</p>
<p>ロ 航空機乗組員及び客室乗務員の職務 (客室乗務員の職務については、客室乗務員を航空機に乗り組ませて事業を行う場合に限る。)</p>	<p>飛行前、飛行中及び飛行後の各段階における航空機乗組員及び客室乗務員の職務の範囲及び内容が明確に定められていること。</p>
<p>ハ 航空機乗組員及び客室乗務員の編成 (客室乗務員の編成については、客室乗務員を航空機に乗り組ませて事業を行う場合に限る。)</p>	<p>航空機乗組員にあつては当該航空機の型式並びに飛行の方法及び区間に、客室乗務員にあつては当該航空機の型式及び座席数又は旅客数にそれぞれ適應して定められていること。</p>
<p>ニ 航空機乗組員及び客室乗務員の乗務割並びに運航管理者の業務に従事する時間の制限 (客室乗務員の乗務割については、客室乗務員を航空機に乗り組ませて事業を行う場合に限る。)</p>	<p>航空機乗組員の乗務割は第一百五十七条の三の基準に従うものであり、客室乗務員の乗務割は客室乗務員の職務に支障を生じないように定められているものであり、運航管理者の業務に従事する時間は運航の頻度を考慮して運航管理者の職務に支障を生じないように制限されているものであること。</p>
<p>ホ 航空機乗組員、客室乗務員及び運航管理者の技能審査及び訓練の方法 (客室乗務員の技能審査及び訓練の方法については、客室乗務員を航空機に乗り組ませて事業を行う場合に限る。)</p>	<p>課目、実施方法、時間 (訓練の場合に限る。) 及び技能審査又は訓練を行う者の資格が適切に定められていること。</p>
<p>ヘ 航空機乗組員に対する運航に必要な経験及び知識の付与の方法</p>	<p>飛行の区間に応じて、当該区間の運航を行う航空機乗組員に対して、当該区間の運航に必要な経験を付与する方法及び空港等の特性、飛行の方法、気象状態その他の当</p>

	<p>該区間の運航に必要な知識を付与する方法が適切に定められていること。</p>
ト 離陸し、又は着陸することができる最低の気象状態	<p>使用が予想されるすべての空港等について、航空機の型式、当該空港等の特性、航空保安施設の状況並びに操縦者の知識及び経験に適応して定められていること。</p>
チ 最低安全飛行高度	<p>航法上の誤差及び気流の擾乱を考慮し、管制業務を行う機関との交信が常時可能なように定められ、かつ、多発機にあつては、一の発動機が不作動の場合着陸に適した空港等に着陸し得るように定められていること。</p>
リ 緊急の場合においてとるべき措置等	<p>発動機的不作動、無線通信機器の故障、外国からの要撃、緊急着陸等の緊急事態が発生した際に各事態に応じて航空機及び乗客の安全を確保するために航空機乗組員、運航管理者、客室乗務員その他の職員がとるべき措置並びに救急用具の搭載場所及び取扱方法が明確に定められていること。</p>
ヌ 航空機の運用の方法及び限界	<p>操縦者の当該航空機に対する慣熟度、空港等の特性及び気象状態に適応したものであること。</p>
ル 航空機の操作及び点検の方法	<p>当該航空機の型式に応じて適切な操作及び点検が行われるように定められていること。</p>
ロ 装備品、部品及び救急用具（以下「装備品等」という。）が正常でない場合における航空機の運用許容基準	<p>当該装備品等に代替して機能する装備品等がある場合、当該航行に当該装備品等が不要である場合等当該航空機の航行の安全を害さない範囲内で定められていること。</p>
ワ 空港等、航空保安施設及び無線通信施設の状況並びに位置通報等の方法	<p>飛行の区間に応じて航空路誌の記載内容と相違しないように記載されたものであり、かつ、航空機乗組員及び運航管理者が容易に使用できるものであること。</p>

<p>カ 貨物及び手荷物の受取及び保管、航空機に係る積載及び重量配分の管理、積載物の積み込み及び取卸し、旅客の安全な乗降の確保、航空機の燃料の補給、航空機の雪氷の防除、航空機の地上走行の支援その他空港等内において航空機が到着してから出発するまでの間に地上で実施する作業であつてその適切な実施が確保されない場合において航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのあるものに係る業務（以下「地上取扱業務」という。）の実施方法並びに地上取扱業務に従事する者の訓練の方法</p>	<p>地上取扱業務の内容に応じて、地上取扱業務の実施方法並びに地上取扱業務に従事する者の訓練の課目、実施方法及び時間並びに当該訓練を行う者の資格が適切に定められていること。</p>
<p>ヨ 航空機の運航に係る業務の委託の方法（航空機の運航に係る業務を委託する場合に限る。）</p>	<p>委託を行う業務の範囲及び内容、受託者による当該業務の遂行を管理する方法その他の委託の方法が適切に定められていること。</p>
<p>二 整備規程</p>	
<p>イ 航空機の整備に従事する者の職務</p>	<p>一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士及び航空工場整備士の資格を有する者並びにその他の航空機の整備に従事する者の配置の状況、職務の範囲及び内容並びに業務の引継ぎの方法その他の勤務の交替の要領が明確に定められていること。</p>
<p>ロ 整備基地の配置並びに整備基地の設備及び器具</p>	<p>整備基地の選定及び当該基地で実施する整備の区分並びに当該基地における整備作業に必要な設備及び器具が航空機の整備作業の質及び量に適応したものであること。</p>
<p>ハ 機体及び装備品等の整備の方式</p>	<p>日常整備、定時整備及びオーバーホールの区分ごとに整備の間隔及び要目が明確に定められていること。</p>
<p>ニ 機体及び装備品等の整備の実施方法</p>	<p>機体及び装備品等の製造者等の作成する整備に関する技術的資料に準拠して適切</p>

	な整備を実施できるように定められていること。
ホ 装備品等の限界使用時間	設定及び変更の方法が装備品等の製造者等が定めた限界使用時間に準拠し、かつ、装備品等の使用実績に応じて定められていること。
へ 整備の記録の作成及び保管の方法	整備の区分及び要目に応じて整備作業の結果が適確に記録できるように定められ、かつ、記録の作成及び保管の責任の所在が明確に定められていること。
ト 装備品等が正常でない場合における航空機の運用許容基準	当該装備品等に代替して機能する装備品等がある場合、当該航行に当該装備品等が不要である場合等当該航空機の航行の安全を害さない範囲内で定められていること。
チ 整備に従事する者の訓練の方法	課目、実施方法、時間及び訓練を行う者の資格が適切に定められていること。
リ 航空機の整備に係る業務の委託の方法 (航空機の整備に係る業務を委託する場合に限る。)	委託を行う業務の範囲及び内容、受託者による当該業務の遂行を管理する方法その他の委託の方法が適切に定められていること。